

公判手続の全体像と起訴状一本主義

ゼロから司法試験 復習ノート / ゼロから刑事訴訟法#24 / 動画: <https://youtu.be/1dfV8bRVFK0>

第4章 公判・証拠法 ①／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

0. 公判とは——裁判のメインステージ〔短答・論文共通〕

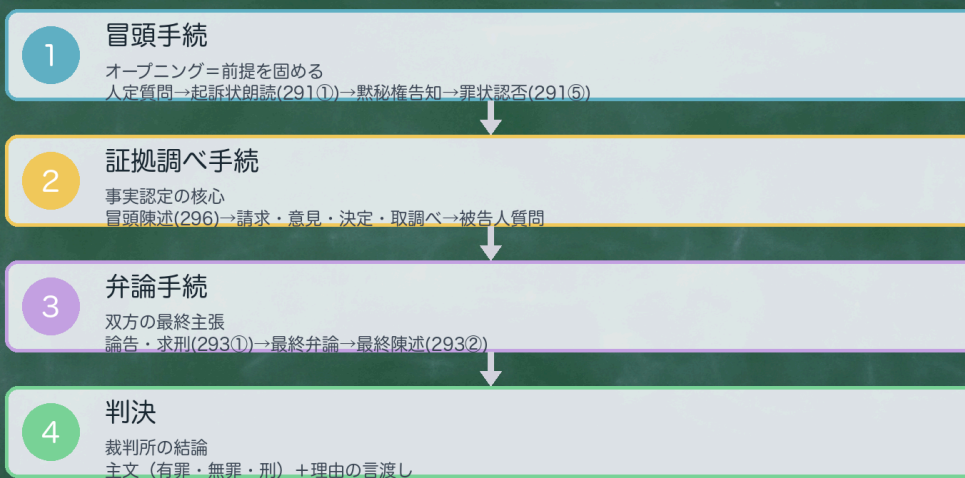
公判とは、広い意味では、起訴から判決の確定までの間、公開の法廷で行う手続の全体を指します。民事でいう口頭弁論にあたるもので、刑事ではこれを「公判」と呼びます。地図でいえば、捜査・公訴ときて、今日からの公判、最後に裁判・救済という並びで、起訴された事件を「どう裁くか」の入口がこの第4

章です。そして公判を貫く基調が当事者主義です。主役は検察官と被告人側で、裁判所は自分から動かず判断する側に回ります。レフェリーをイメージすると掴みやすいです。

1. 公判手続の流れ——4つのステージ〔短答・論文共通〕

公判は、大きく4段階で進みます。①冒頭手続、②証拠調べ、③弁論、④判決です。冒頭手続は裁判のオープニングで、誰を・何について裁くかという前提を固める段です。証拠調べは事実を明らかにする核心部分で、証人尋問や証拠書類をここで調べます。弁論は双方の最終主張で、判決が結論です。

公判手続の流れ — 白紙の裁判官が事件を知っていく順番



図：公判の4ステージの流れ（冒頭手続→証拠調べ→弁論→判決）。

2. 冒頭手続——人定質問・起訴状朗読・権利告知・罪状認否〔短答・論文共通〕

冒頭手続は、さらに4つのステップに分かれます。①人定質問、②起訴状朗読、③権利告知、

④罪状認否です。

まず人定質問で、裁判長が被告人に氏名・年齢・本籍・住居・職業を確認します。狙いは人違いの防止＝同一性の確認で、別人を裁いてしまうことを防ぎます。次に検察官が起訴

状を朗読し、何の事実で裁判にかけたかを示します。

【条文】 刑事訴訟法291条1項 検察官は、まず、起訴状を朗読しなければならない。

条文 刑事訴訟法291条1項（起訴状朗読）

検察官は、**まず**、起訴状を朗読しなければならない。

「まず」朗読する、と定められています。意味は2つあり、裁判所には審判の対象を示し、被告人には何と戦うのかを知らせるためです。だからこそ真っ先に読むのです。なお、起訴状に不明な点があれば、裁判長が検察官に説明を求めることができ、これを求釈明といいます（詳細は割愛します）。

朗読の後、裁判長が「言いたくないことは言わなくてよい」と権利を説明します。うっかり不利なことを述べてしまうのを防ぐ注意です。その上で罪状認否に進み、起訴された事実を認めるか争うか——「間違いありません」か「やっていません」か——被告人が意見を

述べます。さきほど告知した黙秘権を行使することもできます。狙いは争点の確定で、どこで争うのかを最初に絞るために意見を聞くのです。

この告知と認否の根拠は291条5項です。前半が黙秘権などの告知、後半の「陳述する機会」が罪状認否にあたります。ここで1つ注意が必要です。これは5項であって、近年の改正で項がずれました（被害者の氏名を伏せる規定などが加わったためです）。古い本だと「3項」「4項」と書いてあるので、条文は必ず最新版で確認するのが鉄則です。

条文 刑事訴訟法291条5項（黙秘権等の告知・陳述の機会）

裁判長は、第一項の起訴状の朗読が終わった後、被告人に対し、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨その他裁判所の規則で定める被告人の権利を保護するため必要な事項を告げた上、被告人及び弁護人に対し、被告事件について陳述する機会を与えなければならない。

3. 証拠調べ手続——冒頭陳述からスタート〔短答・論文共通〕

冒頭手続が終わると証拠調べに移ります。事実を明らかにする、裁判の核心部分です。最初に検察官が冒頭陳述をします。これは起訴状朗読とは違い、証拠によって何を証明するつもりかを述べるもので、いわばこれから示

す物語の予告編にあたります。裁判所に審理の見取り図を渡すわけです。

根拠は296条で、証拠調べの初めに検察官が証拠により証明すべき事実を明らかにする、と定めます。その後、証拠を一つずつ調べていきます。請求→意見→決定→取調べ、というサイクルの繰り返しで、裁判所が採否を決めて調べていきます。

条文 刑事訴訟法296条（冒頭陳述）

証拠調べのはじめに、検察官は、証拠により証明すべき事実を明らかにしなければならない。但し、証拠とすることができず、又は証拠としてその取調を請求する意思のない資料に基いて、裁判所に事件について偏見又は予断を生ぜしめる虞のある事項を述べることはできない。

4. 弁論手続——論告・弁論・最終陳

述〔短答・論文共通〕

証拠調べが終わると締めくくりに入ります。まず検察官が論告・求刑をします。論告が意見、求刑が刑の希望ですが、求刑は裁判所を縛りません。次に弁護人の最終弁論で、無罪

や刑の減輕を主張します。そして最後に被告人本人の最終陳述があり、その後、判決の言渡しへ進みます。根拠は293条で、1項が検察官の論告（事実と法律の適用についての意見）、2項が被告人・弁護人の意見陳述です。

条文 刑事訴訟法293条1項・2項（論告求刑・弁護側の意見）

- ① 証拠調べが終わった後、検察官は、**事実及び法律の適用について意見を陳述しなければならない。** ② 被告人及び弁護人は、**意見を陳述することができる。**

5. 公判の4原則——公開・口頭・直接・公判中心主義〔短答・論文共通〕

流れを押さえたら、次は公判を支える4つの原則です。①公開、②口頭、③直接、④公判中心主義です。これらは昔は当たり前ではなく、密室で書面だけで調書を追認する、とい

う運用がありました。それを否定するのがこの4原則です。公開＝誰でも傍聴できる法廷で行う、口頭＝書面でなく口で述べる、直接＝裁判所が直接調べた証拠で判断する、公判中心＝事実の存否は公判廷で決める、というものです。公開の場で口頭により、生の証拠を直接調べることが裁判の中心だ、という思想です。

公判の4原則 — 「密室・書面・調書裁判」を否定する理想形

原則	中身	否定する悪いもの	趣旨・根拠条文
公開主義	誰でも傍聴できる法廷で行う	秘密裁判	公平の維持・国民の信頼 (憲82①・憲37①)
口頭主義	書面でなく口頭で述べる	書面だけのやり取り	審理の充実 (刑訴43①)
直接主義	裁判所が直接調べた証拠で判断	また聞き・調書の棒読み	正確な心証形成 (伝聞排除320①が現れ)
公判中心主義	事実の存否は公判廷で決める	取調室・調書裁判	人権保障・真実発見 (刑訴282①)

→ 「公開」の場で、「口頭」で・生の証拠を「直接」調べることこそ裁判の「中心」であるべき（4つで1つの理想）

図：公判の4原則（公開・口頭・直接・公判中心主義）の対比表。

公開主義は憲法レベルの要請です。

【条文】日本国憲法82条1項 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

【条文】日本国憲法37条1項 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

【条文】日本国憲法82条1項・37条1項（公開主義・公平な裁判所）

【82条1項】裁判の対審及び判決は、**公開法廷**でこれを行ふ。

【37条1項】すべて刑事事件においては、被告人は、**公平な裁判所の迅速な公開裁判**を受ける権利を有する。

秘密裁判の禁止です。趣旨は裁判の公平と国民の信頼で、監視の目が公平を担保します。37条1項は、公平な裁判所・迅速・公開の3点セットを被告人の権利としても保障しています。

公判中心主義の根拠は282条1項です。

【条文】刑事訴訟法282条1項 公判期日における取調は、公判廷でこれを行う。

条文 刑事訴訟法282条1項・2項（公判中心主義・公判廷の構成）

① 公判期日における取調は、公判廷でこれを行う。 ② 公判廷は、裁判官及び裁判所書記が列席し、且つ検察官が出席してこれを開く。

ここでの「取調」は、警察の取調室とは全く別物で、法廷で証拠を調べるという意味です。なお、口頭主義は43条1項、直接主義は伝聞を禁じる320条1項に現れます（第4章の後半、伝聞法則で本格的に扱います）。282条2項は公判廷の構成で、裁判官と裁判所書記が列席し検察官が出席して開く、という規定です（被告人側は必要的弁護事件で必須です）。

6. 起訴状一本主義——白紙の裁判官をつくる仕組み〔論文〕

ここが今回の山場です。大前提に予断排除の原則があります。裁判官が公判前に先入観を

持たないよう、事件の情報を事前に遮断する原則で、趣旨は公平な裁判所（憲法37条1項）の実現にあります。サッカーの審判にたとえると分かりやすいです。試合前に片方のチームが審判に「相手は反則の常習犯です」とメモを渡せば、無意識にでも判断が傾きます。だから先に渡させない。裁判も同じで、起訴の時に証拠を渡さない——その仕組みが起訴状一本主義です。

【条文】 刑事訴訟法256条6項 起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物を添附し、又はその内容を引用してはならない。

条文 刑事訴訟法256条6項（起訴状一本主義）

起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物を添附し、又はその内容を引用してはならない。

添附も引用もするな、という規定です。添附は付けること、引用は中身を載せることで、証拠は起訴では出さず、公判の証拠調べで初めて出す（後出しする）という建付けです。効果は公判中心主義の実現で、裁判官は法廷で初めて生の証拠に触れることになります。

7. 余事記載の禁止——前科は書けるか〔短答・論文共通〕

256条6項の現れが余事記載の禁止です。起訴状に前科・悪い性格・自白といった予断のもとを書いてはいけない、というもので、心証が傾くため原則アウトです。例外は、前科が罪の中身になる場合です。たとえば常習累犯窃盗という罪では、前科があること自体が構成要件の一部なので、前科を書かなければ罪を示せません。だから例外的に記載できます。文書の引用も同じで、脅迫文の文言なら

それ自体が犯罪事実ですから引用は可です。線引きは趣旨で決まります。

8. 違反したらどうなる——事後的治療なし〔短答・論文共通〕

では、うっかり違反したらどうなるでしょうか。起訴状に前科の記録を添附してしまった場合、256条6項違反は公訴提起の手続違反となり、手続が無効になって公訴棄却の判決に至ります。338条4号の包括規定に帰着するわけです。

【条文】 刑事訴訟法338条 左の場合には、判決で公訴を棄却しなければならない。一 被告人に対して裁判権を有しないとき。二 第三百四十条の規定に違反して公訴が提起されたとき。三 公訴の提起があつた事件について、更に同一裁判所に公訴が提起されたとき。四 公訴提起の手続がその規定に違反したため無効であるとき。

条文 刑事訴訟法338条（公訴棄却の判決・柱書+4号）

左の場合には、**判決で公訴を棄却**しなければならない。 四
公訴提起の手續がその規定に違反したため無効であるとき。

一本主義違反もこの4号に帰着します。そして重要なのが、治癒できないという点です。書類を引っ込めても、もう遅い。一度見た情報は記憶から消せないからです。だから事後的治癒はなく、一発アウトで、起訴のやり直しが必要になります。

短答ひっかけ

- 起訴状朗読（291条1項）と冒頭陳述（296条）は別物。朗読は起訴状を読むだけ／冒頭陳述は証拠で何を証明するかの予告。
- 黙秘権告知・罪状認否は291条「5項」（近年の改正で項がずれた。古い本の「3項・4項」表記に注意）。
- 検察官の求刑は裁判所を拘束しない（論告＝意見、求刑＝刑の希望にすぎない）。
- 余事記載の禁止の例外＝前科が構成要件の一部（常習累犯窃盗）なら記載可／脅迫文の文言は犯罪事実そのものだから引用可。
- 起訴状一本主義違反は公訴提起無効→公訴棄却の判決（338条4号）。無罪ではない。
- 一本主義違反は事後的治癒なし＝一発アウト（添附書類を撤回しても予断は除去でき

ない）。

論文の型 | 起訴状一本主義違反（256条6項）

- 【コア規範】（逐語暗記は太字だけ）起訴状一本主義（256条6項）の趣旨は、裁判官の予断排除＝公平な裁判所（憲法37条1項）の実現にある。起訴状に裁判官に予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物の添附・引用があれば公訴提起は無効となり、公訴棄却の判決（338条4号）による。もっとも、訴因を特定し犯罪事実を示すために必要な限度の記載は256条6項に違反しない。一度生じた予断は除去できないから事後的な治癒は認められない。
- 【復元キー】①趣旨＝予断排除＝公平な裁判所（憲37①）→②違反＝予断を生ぜしめる虞のある添附・引用→無効・公訴棄却（338④）→③セーフ＝訴因特定・犯罪事実を示す必要な限度の記載は違反せず→④治癒＝予断は除去できない→事後的治癒なし。

★ コア規範（逐語で覚えるのはここだけ） | 起訴状一本主義違反（256条6項）

起訴状一本主義（256条6項）の趣旨は、裁判官の予断排除＝公平な裁判所（憲法37条1項）の実現にある。起訴状に裁判官に予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物の添附・引用があれば公訴提起は無効となり、公訴棄却の判決（338条4号）による。もっとも、訴因を特定し犯罪事実を示すために必要な限度の記載は256条6項に違反しない。一度生じた予断は除去できないから事後的な治癒は認められない。

刑訴法256条6項（予断排除の原則）

復元キー（理解した趣旨から答案を再構成する）

- 1 趣旨＝予断排除＝公平な裁判所（憲37①）
- 2 違反＝予断を生ぜしめる虞のある添附・引用→無効・公訴棄却（338④）
- 3 セーフ＝訴因特定・犯罪事実を示す必要な限度の記載は違反せず
- 4 治癒＝予断は除去できない→事後的治癒なし

答案の型（司法試験で使う型） | 起訴状一本主義違反（256条6項）

【事例】

検察官は、被告人を窃盗罪で起訴するにあたり、起訴状の本文中に、訴因の特定に必要な被告人の前科や悪性格に関する記載を付した。

【問題提起】

この記載は起訴状一本主義（256条6項）に違反し、公訴提起は無効となるか。治癒の余地はあるか。

【規範】

上記の規範を定立（予断排除の趣旨→予断を生ぜしめる記載は許されない／訴因特定に必要な限度なら違反せず／違反は公訴棄却338④・事後的治癒なし）。

【あてはめ】

本件前科等の記載は窃盗罪の訴因の特定に必要なものではなく、裁判官に被告人が犯人であるとの予断を生ぜしめる虞がある。したがって256条6項に違反し、公訴提起の手續は規定に違反して無効である（338条4号）。そして一度生じた予断は除去できず、記載を撤回しても瑕疵は治癒されないから、裁判所は公訴棄却の判決によって手續を打ち切るべきである。これに対し、仮に前科が常習累犯窃盗のように構成要件の一部を成すなど、犯罪事実を示すのに必要な限度の記載であれば、256条6項には違反しない。

- 【フル論証】起訴状一本主義（256条6項）の趣旨は、裁判官が公判前に事件について先入観（予断）を抱くことを防ぎ、公平な裁判所（憲法37条1項）を実現する点にある（予断排除の原則）。そこで、起訴状に裁判官に予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物の添附・引用があれば、公訴提起の手續が規定に違反して無効となり、公訴棄却の判決（338条4号）による。もっとも、当該記載・引用が訴因を特定し犯罪事

実を示すために必要な限度にとどまる場合は、予断を生ぜしめる虞があるとはいえず、256条6項に違反しない。そして、一度生じた予断はその性質上除去できないから、事後的な治癒は認められないと解する。

- 【事例】窃盗罪で起訴するにあたり、起訴状の本文中に、訴因の特定に必要な被告人の前科や悪性格に関する記載を付した。

- 【問題提起】この記載は起訴状一本主義（256条6項）に違反し、公訴提起は無効となるか。治癒の余地はあるか。
- 【あてはめ】本件前科等の記載は窃盗罪の訴因の特定に必要なものでなく、裁判官に被告人が犯人であるとの予断を生ぜしめる虞がある。よって256条6項に違反し公訴提起は無効である（338条4号）。一度生じた予断は除去できず記載を撤回しても瑕疵は治癒されないから、裁判所は公訴棄却の判決で打ち切るべきである。これに対し、仮に常習累犯窃盗のように前科が構成要件の一部を成すなど犯罪事実を示すのに必要な限度の記載であれば、256条6項には違反しない。

今日の地図（保存版）

- 公判＝起訴から判決確定まで公開法廷で行う手続の全体。基調は当事者主義（主役は検察官と被告人、裁判所はレフェリー）。
- 公判の4ステージ＝冒頭手続→証拠調べ→弁論→判決。冒頭手続の4ステップ＝人定

質問→起訴状朗読（291①）→権利告知・黙秘権（291⑤）→罪状認否。

- 証拠調べは冒頭陳述（296）から（朗読とは別物）。弁論は論告・求刑（293①／求刑は不拘束）→最終弁論→最終陳述。
- 公判の4原則＝公開・口頭・直接・公判中心主義。公開＝憲法82条・37条1項、公判中心主義＝282条1項。
- 山場＝起訴状一本主義（256条6項）＝予断排除＝公平な裁判所（憲法37条1項）の実現。証拠は起訴で出さず公判で後出し。
- 余事記載の禁止：前科・悪性格は原則アウト／構成要件の一部（常習累犯窃盗）・犯罪事実そのもの（脅迫文）なら記載・引用可。
- 違反＝公訴提起無効→公訴棄却の判決（338条4号）／事後的治癒なし＝一発アウト。

今回は第4章②「証拠裁判主義と厳格な証明」。事実は証拠で決める（証拠裁判主義）という公判の核心と、犯罪事実の認定に必要な「厳格な証明」（証拠能力＋適法な証拠調べ）を扱います。